

自宅外通学における証明書類

自宅外申請における証明書類の様式を3種類を準備しています。

以下の場合に必要な応じて、利用してください。

なお、必ずしも、以下の用紙が必要というわけではありませんが、提出書類に必要な項目を明記していただきます。

1 賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書

【利用時における注意点】

- ・ 親戚宅に居住費を支払って居住している場合に利用します。
- ・ 奨学生本人と生計維持者の別居を証明する場合に利用します。
- ・ 賃貸借契約書の契約期限が切れている場合に、期限を更新した書類として利用します。
- ・ 賃貸借契約書を紛失した場合には、代わりとして利用できます。

2 支払実績証明書

【利用時における注意点】

- ・ 奨学生本人または生計維持者が、奨学生本人の居住にかかる費用（家賃）を負担していることを証明する際に利用します。
- ・ 賃貸借契約書の期限が切れている場合に、期限を更新した書類として利用します。

3 入寮(入所)証明書

【利用時における注意点】

- ・ 寮や学生会館、自立援助ホーム等に入所している場合に利用します。
- ・ 発行された証明書では、入寮日や寮の住所等の確認に利用します。

賃貸借契約証明書（個人間） 兼居住証明書

所在地：

物件名：

契約者：

※ 賃貸借契約書上の借主（持家へ間借をしている等、賃貸借契約書が発行されない場合は家主と契約を行った人物）を記載して下さい。

入居者：

契約期間：

始期：西暦 年 月 日

終期：西暦 年 月 日

賃料：

円／月

特記事項：

※ 生計維持者と奨学生本人の別居を証明するために作成する場合
①いつから、②奨学生本人が生計維持者とは別居であるのかの2点がわかるように特記事項に記載してください。

上記の契約者が私（貸主）と賃貸借契約を締結していること、および
当該物件に入居者が入居していることを証明します。

西暦 年 月 日

貸主：

印

※ 賃貸借契約書上の貸主（持家へ間借をしている等、賃貸借契約書が発行されない場合は家主）が証明して下さい。

住所：

連絡先電話番号：

支払実績証明書

下記のとおり、賃借人等から賃貸人等に対し、賃料等の支払いが行われたことを証明します。
 なお、本証明書は奨学生が「自宅外通学」における証明書として奨学生本人又は生計維持者による奨学生の居住にかかる家賃支払いを証明することを目的として作成したものです。

物件所在地 (物件名)						
入居者						
家賃支払いが行われた月及び賃料等	支払いが行われた年月日※		西暦	年	月	日
			(年 月分)			
家賃等	円/月 (税込)	共益費 管理費			円/月 (税込)	

※ 本用紙のみでは、契約内容の記載がないため自宅外証明書類とはなりません。賃貸借契約書等の写しと併せてご利用ください。
 また、居住証明書としても使用することも出来ませんので、申請に居住証明書が必要な際には別途居住を証明できるものをご提出ください。
 ※ 本人又は生計維持者が本人居住にかかる家賃を支払っている証明書として使用する(対象区分CもしくはDで申請する)場合：
自宅外通学となった年月日(貸与始期以前から自宅外通学の場合は貸与始期)を記入してください。
 ※ 継続して現在も居住していることを証明するために使用する(対象区分Fで申請する)場合：
貸与始期以降かつ「提出日」時点で支払いが行われた直近の年月日を記入してください。

【賃貸人等(家賃を受け取った人) 自署又は記名・押印 欄】

西暦 年 月 日

住 所：

会社名又は名称：

代表者職・氏名：

印

電 話 番 号：

【賃借人等(家賃を支払った人) 自署 欄】

※本人又は生計維持者

西暦 年 月 日

住 所：

氏 名：

電 話 番 号：

入寮（入所）証明書

入寮（入所）者氏名：

寮（施設）所在地：

寮（施設）名及び号室：

寮費、費用等（部屋代含む） ※1：

円/月（税込）

入寮（入所）期間：

西暦

年

月

日

～

年

月

日

寮費等発生月：

西暦

年

月

※2

特記事項：

※ 入寮義務がある場合、その旨特記事項欄に記載して下さい。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

<証明者> ※2

西暦

年

月

日

住 所：

学校名・機関名：

※ 留学先の寮に入る場合は、右記「（交換）留学先」のチェックボックスにチェックして下さい。

（交換）留学先

※ 学校の部活動等が運営をしている寮の場合は、当該部等の代表者（監督・顧問又は学校の事務担当者）が証明して下さい。

担当部署名
担当職員（社員）名：

電 話 番 号：

【使用上の注意点】

※1寮費、費用等に部屋代が含まれていない場合は、自宅外通学は認められません。

※2入寮の義務がある場合は、その旨特記事項欄へ記入の上入寮の義務があることを証明できる書類の提出が必要です。

※3本入寮（入所）証明書につきましては、以下の通り記載及び証明をお願いします。

- ・ 学校（留学先含む）の寮に入寮している場合：学校の担当部署
- ・ NP0法人等による学生寮の場合：運営団体又は管理会社の代表者（又は担当者）
- ・ 自立援助ホーム等に入所している場合：当該ホームを管理・運営している機関の代表者（又は担当者）